

《基本的考え方》

- ・歩道と車道は、縁石、柵等により分離する。
- ・やむを得ない理由で、歩道が設けられない場合には、路肩等を平たんにするなど歩行者が安全かつ円滑に道路を利用できるよう配慮する。
- ・歩道上に設けられている植樹帯、ベンチ、案内看板、電柱、公衆電話ボックス等は、歩行経 路にはみ出さないように設ける。
- ・商品や置き看板を歩道上に配置するなど、歩行者の円滑な通行を妨げるような行為を行って はならない。
- ・自転車の放置行為等、車椅子使用者や視覚障害者の安全な通行を妨げるような行為を行って はならない。

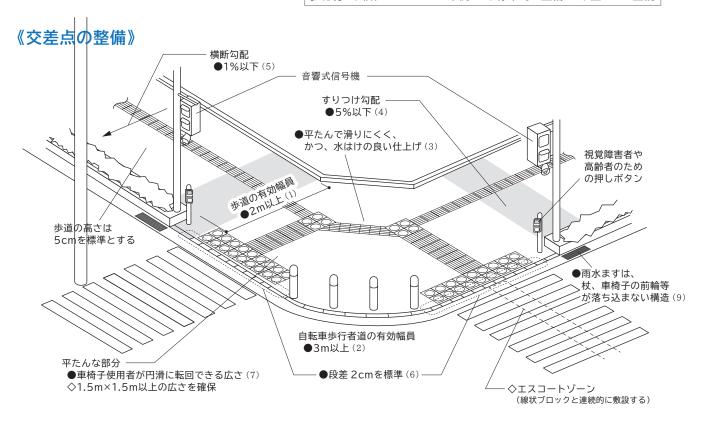
	歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)を設ける	イ	歩道等	
	場合においては、次に定める構造とすること。			
幅員(歩道)	(1)歩道の有効幅員は、2m以上とすること。	イ	歩道等	(1)
幅員(自転車	(2)自転車歩行者道の有効幅員は、3m以上とすること。	イ	歩道等	(2)
歩行者道)				
舗装面の	(3)表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上	イ	歩道等	(3)
仕上げ	げ、かつ、平たんで水はけの良いものとすること。ただし、			
	道路の構造その他の特別な理由によりやむを得ない場合に			
	おいては、この限りでない。			
すりつけ勾配	(4)歩道等の巻込部及び横断歩道箇所における歩道等の切下	イ	歩道等	(4)
	げ部のすりつけは、5%(地形の状況その他の特別な理由			
	によりやむを得ない場合にあっては、8%)以下の勾配と			
	すること。			
横断勾配	(5)歩道等の横断勾配は、車両乗り入れ部を除き1%(道路	イ	歩道等	(5)
	の構造、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得な			
	い場合にあっては、2%)以下とすること。			
横断歩道に接	(6)横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道の部分	イ	歩道等	(6)
続する歩道縁	より高くするものとし、当該縁端と当該車道の部分との段			
端部の構造	差は、2cm を標準とすること。			
車椅子の	(7)横断歩道に接続する歩道等の部分には、車椅子使用者が	イ	歩道等	(7)
回転部分	円滑に転回できるよう平たんな部分を設けること。			
歩車道分離	(8)歩道等と車道とは、工作物により明確に分離すること。	イ	歩道等	(8)
排水溝	(9)排水溝に溝蓋を設ける場合においては、当該溝蓋は、杖、	イ	歩道等	(9)
	車椅子等の使用者の通行に支障のない構造とすること。			
視覚障害者誘	(10) 国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設と最寄り	イ	歩道等	(10)
導用ブロック	の鉄道の駅又は軌道若しくはバスの停留所とを結ぶ歩道そ			
	の他視覚障害者が利用することが多い歩道には、視覚障害			
	者を誘導するための線状ブロック等(床面に敷設されるブ			
	ロックその他これに類するものであって、線状の突起が設			
	けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は			
	彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをい			
	う。)及び点状ブロック等を敷設するよう努めること。			

《標準的な整備 (整備基準の解説)》

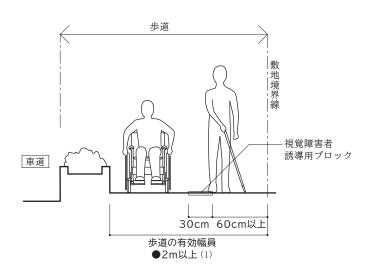
- ○【幅員(歩道)】電柱等は、歩行者等の通行に支障のないように設ける。
- ○【幅員(自転車歩行者道)】歩車を分離する。
- ○【舗装面の仕上げ】インターロッキングブロック等による舗装を行う場合は、ブロックとブロックの目地等による段差が小さくなるよう配慮する。
- ○【舗装面の仕上げ】占用物件、マンホール等による段差、占用工事後の舗装の不具合などにより、平たん性が損なわれないよう配慮する。
- ○【横断勾配】すりつけ勾配のある部分では、原則として横断勾配は設けない。
- ○【車椅子の転回部分】「平たんな部分」とは、信号待ちの待機や転回等のため、車椅子使用者が 安全に利用できる部分をいう。
- ○【車椅子の転回部分】平たんな部分に水が溜まらない排水ます等の位置に配慮する。
- ○【排水溝】排水溝は、細目タイプの蓋等を使用する。
- ○【視覚障害者誘導用のブロック】「線状ブロック等」とは視覚障害者の誘導を行うために路面に 敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周 囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により容易に識別きるものをいう。
- ○【視覚障害者誘導用のブロック】「点状ブロック等」とは視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在 の警告を行うために路面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起 がもうけられており、かつ、周囲の路面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により 容易に識別できるものをいう。
- ○【視覚障害者誘導用のブロック】形状等は、JIS T 9251 に準ずる。
- ○【視覚障害者誘導用のブロック】色は、黄色を原則とする。
- ○【視覚障害者誘導用のブロック】弱視者等が認識しやすいように、歩道の仕上げ材料との間で 輝度比(2.0 以上)、明度差 5 を確保する。

《望ましい整備》

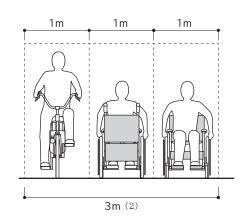
- ◇【車椅子の回転部分】平たんな部分は、車椅子の円滑な回転ができるよう、1.5×1.5m 以上の 広さを確保する。
- ◇【視覚障害者誘導用ブロック】踏切遮断機前面の歩道面に、点状ブロック等を敷設する。
- ◇【エスコートゾーン】視覚障害者の利用頻度が高い施設の周辺にある横断歩道には、視覚障害者の安全な歩行を確保するため、エスコートゾーン(横断歩道上に視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列)を設ける。



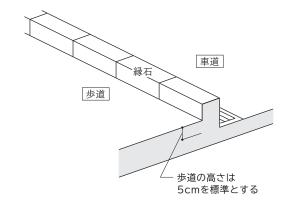
《歩道の有効幅員と視覚障害者誘導用ブロック の敷設位置(利用者の多い施設付近)》



《自転車歩行者道の幅員の考え方》



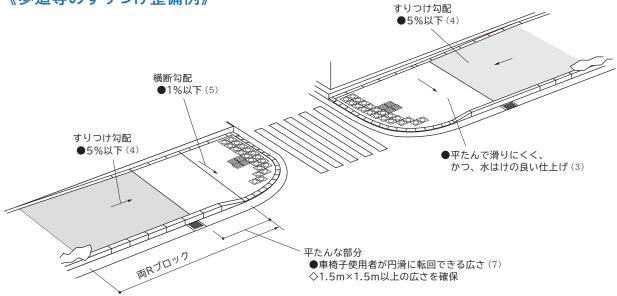
《セミフラット方式》



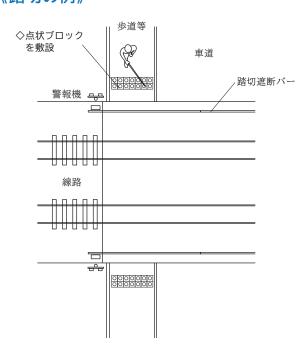
>>> コラム **>>> -**

- ・歩道上に設けられるポール、案内標識、看板等は歩道の建築限界(h=2.5m)に十分注意する。
- ・歩道に設ける電柱や植栽、看板、ベンチ等 は視覚障害者の通行に支障がないよう十分 注意する。

《歩道等のすりつけ整備例》

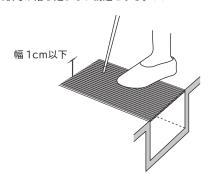


《踏切の例》



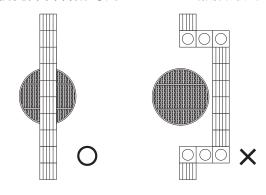
《排水溝の溝蓋の例》

●排水溝(ます)を設ける場合は、車椅子の前輪や 白杖等が落ち込まない構造とする。(9)



コラム

視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の良い例(○)と悪い例(×)



・歩道にマンホールの蓋等があり、視覚障害 者誘導用ブロック等を敷設するときは、直線 敷設ができるよう十分検討する。